

人権が尊重され一人ひとりが 心豊かに暮らせる橋本市を目指して

市では部落差別や性差別などの人権問題について、市民の皆さんの理解が深まるよう努め、差別のない社会の実現を目指しています。

【人権・男女共同推進室】



同和問題を考えよう

同和問題

現在でも日本には、特定の地域の出身であることなどを理由として、結婚や就職において不当な扱いや差別的言動を受けるといふ「同和問題」があり、日本固有の人権問題となっています。

この対策として生活・住環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発などさまざまな取り組みがこれまで行われてきました。しかしながら、同和地区の所在についての市への問い合わせやインターネット上への差別書込みなどの行為が現在も発生しています。市では、インターネット上での部落差別書込みを発見後、プロバイダなどに対して削除要請を行なっています。また、未削除分については、国や県を通じて再度の削除要請を行うなど、連携した取り組みを実施しています。

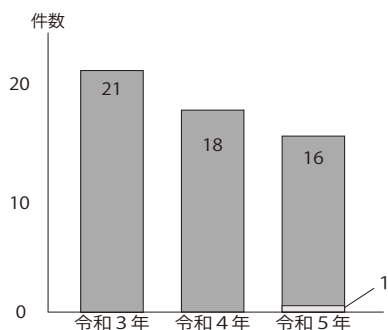
暮らしている場所によって、個人の能力や人柄が決まることは決してありません。住んでいる土地によって差別されることは、どんなにつらく、悲しいか、私たち一人ひとりが考える必要があります。

私たちの身近なところで差別事件は起きています

令和5年度に和歌山県内で発生した差別事件は16件です。内訳は部落差別が6件、部落差別と障がい者差別両方にあたるものが1件、障がい者差別が6件、女性に対する差別が1件、外国人に対する差別が2件でした。

橋本市内では、令和5年7月にメールによる部落差別事件が1件発生しています。市は、「橋本市部落差別の解消を推進する条例」に基づき、部落差別を行なった人に対し、指導および助言を行なっています。

今後も部落差別について正しい理解が得られるよう、継続的な取り組みなどを実施し、部落差別のない社会の実現を目指します。



▲過去3年間の和歌山県における差別事件の件数

ALLY (アライ) 活動

ALLY活動に取組みます

ALLYとは、同盟や支援を意味する英単語「ally」が語源となっています。

性的マイノリティの人を理解し、支援するという考え方や、その考えを持つ人のことです。

ALLYは、性的指向や性自認について正しい知識を身につけ、誤解や差別的な行動に対して見て見ぬふりをせずに指摘するなどの行動をとる、当事者にとって心強い存在と言われています。市では、ALLY活動に賛同していただけるよう、今後も啓発に取り組んでいくとともに、賛同していただける人や事業者にはステッカー（丸形・直径14センチ）を配布しています。

今日からALLYに

- 「ホモ」「おかま」「レズ」などの差別的な言葉を使わない
- 差別的な言葉で笑いのネタにしている時は、注意したり話題を変える
- 本人の同意なく言いふらすことは絶対しない



DV (ドメスティックバイオレンス)

DVに遭っていませんか？

DVとは、配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力のことで、犯罪となりうる重大な人権侵害です。

DVを受けている人から相談があった場合は、話をしっかりと聞き、専門の相談機関があることを知らせてください。また、DVを受けた場合は、迷わずに専門窓口にご相談してください。

●DV相談ナビ ☎#8008

発信場所から最寄りの相談窓口に自動転送されます。

※「命の危険」を感じた場合などの緊急時には、迷わず警察（110番）へ通報してください。

犯罪被害者週間

11月25日(月)から12月1日(日)までの1週間は、犯罪被害者週間です。

犯罪被害者となった人などが置かれた状況や、名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、ご理解・ご協力をお願いします。



●問合せ

- 橋本警察署 ☎0736-33-0110
- かつらぎ警察署 ☎0736-22-0110

女性の人権ホットライン 強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権の何でも相談です。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

●相談日時

11月13日(水)～19日(火) 8:30～19:00
※土・日曜日は10:00～17:00

●相談専用電話番号 0570-070-810

(全国共通ナビダイヤル)

●問合せ

和歌山地方法務局人権擁護課・和歌山県人権擁護委員連合会
☎073-422-5131

●問合せ

人権・男女共同推進室 ☎33-1229